

資料提供
令和7年3月7日
課名：食品生活衛生課
担当者：湯藤
内線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について

1 概要

令和7年3月5日（水）午前10時20分、廿日市市内の事業所から西部保健所に「3月3日（月）に廿日市市内のホテルで喫食した当事業所の職員10名のうち、複数名が腹痛等の症状を呈している。」旨の連絡があった。

西部保健所の調査の結果、3月3日（月）に当該飲食店を利用した2グループ12名中11名が下痢嘔吐等の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は当該施設での食事に限られていること、2グループ5名の有症者検便よりノロウイルスが検出されたこと、有症者の発症状況がノロウイルスによる食中毒と一致していること、診察した医師から食中毒患者届が提出されたこと等から、同保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と判断し、本日午後6時31分に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

2 発生日時 令和7年3月4日（火）午前8時30分（最初の患者の発症日時）

3 有症者数等 11名（男11名、女0名）（20歳代～60歳代）

4 主症状 下痢、嘔吐

5 原因施設

- (1) 名称 和食堂^{いつくしま}巖島・漁火^{いさりび}・宴会場（和・洋）
(2) 営業者 株式会社鈴木商会 代表取締役 ^{すずきかずまさ}鈴木一正
(3) 業種 飲食店営業
(4) 所在地 廿日市市宮島口西一丁目1-17

※当該施設は、安芸グランドホテル内にありますが宿泊を制限するものではありません。

6 原因食品 令和7年3月3日（月）昼に当該施設で提供された食事（推定）

7 病因物質 ノロウイルス

8 西部保健所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
(2) 施設の立入調査
(3) 営業の自粛要請（3月6日（木）午後2時15分）
(4) 検体（有症者便、調理従事者便、施設内ふき取り、食品）の採取及び検査
(5) 営業禁止処分（3月7日（金）午後6時31分）

《 報道機関へのお願い 》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。

特に、冬場にはノロウイルスによる食中毒が多発し、大規模な食中毒になりやすい傾向がありますので、食品を取り扱う際の健康管理や、手洗いの徹底等について、より一層の注意が必要です。